

開発広場認定要綱

平成20年12月26日制定

(趣旨)

第1条 この要綱は、都市計画法第29条の規定による開発行為に基づいて設置された、開発広場に係る固定資産税及び都市計画税の減免について必要な事項を定めるものとする。

(減免の対象となる固定資産の要件)

第2条 対象となる固定資産は、次に掲げるすべての要件を満たすものとする。

- (1) 都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条の開発行為に基づいて設置されたもの
- (2) 利用において無償であり、広く一般に開放されていること。また、そのことが看板等により表示されていること
- (3) 周囲の土地とフェンスまたは塀等により、明確な区分がされており、固定資産税の評価上においても広場として認められること
- (4) 継続的に利用され、他の目的（駐車場や看板設置用地等）には供されていないこと
- (5) 登記簿上での分筆がされていること、またはその敷地の用に供する部分の地積図等があること

(申請)

第3条 開発広場として認定を受けようとするものは、開発広場認定申請書（様式第1号）に必要な書類を添えて市長に提出するものとする。

(認定通知)

第4条 市長は、前条に定める申請があった場合において、内容を審査し適当と認めるときは、開発広場認定通知書（様式第2号）を交付しなければならない。

(認定の解除)

第5条 開発広場として認定を受けた土地について、第2条に定める要件に該当しないことにより認定の解除を受けようとするときは、開発広場認定の解除申請書（様式第3号）を市長に提出するものとする。

なお、認定後において、利用の用途により認定要件に適合しなくなった場

合、及び何らかの制約等を設けた場合は認定を解除するものとする。

(認定及び解除の時期)

第6条 開発広場認定及び解除の時期は、第3条及び第5条の申請等があった次の賦課期日からとする。

(その他)

第7条 開発広場としての認定を受けている土地について、所有者の変更があり、第5条の届出がない場合は、開発広場認定申請があったものとする。

(附 則)

この要綱は、平成20年12月26日から実施する。

(附 則)

この要綱は、平成31年5月1日から実施する。

開発広場認定申請書

年 月 日

(あて先) 防 府 市 長

申請人住所
氏 名 印
電話番号

下記の土地は、都市計画法第29条の規定による開発広場として何の制約も設けておらず、不特定多数人の利用に供しているので、固定資産税評価上の開発広場として認定していただきたく申請いたします。

記

土 地 の 所 在 地	地 番	地 目 (登記)	地 積 ㎡	備 考

(添付書類等)

- ※ 都市計画法第36条第1項に規定する検査済証、その他関係図面。
- ※ 共有の場合は、所有者全員の申請が必要です。
- ※ 申請後、利用の用途が駐車場や看板設置用地等の広場としての利用ではなくなった場合、及び何らかの制約を設けた場合には認定の解除となります。

審査欄

様

防府市長

開発広場認定通知書

年 月 日付で申請のあった開発広場について、下記のとおり認定します。

記

1 土地の表示

土地の所在地	地 番	地 目 (登記)	地 積(㎡)	備 考

2 利用の用途

広場

3 認定

開発広場の認定は、固定資産税の評価上におけるものとします。

4 認定の解除

開発広場としての認定を解除する場合は、「開発広場認定の解除申請書」(様式第3号)の提出が必要となります。

なお、固定資産税評価上の広場と認められなくなった場合や何らかの制約を設けた場合には認定を解除します。

開発広場認定の解除申請書

年 月 日

(あて先) 防 府 市 長

申請人住所
氏 名 印
電話番号

下記の土地については、固定資産税評価上の開発広場として認定を受けていますが、解除していただきたく申請いたします。

記

土 地 の 所 在 地	地 番	地 目 (登記)	地 積 ㎡	備 考

(解除の理由)

※ 共有の場合は、所有者全員の申請が必要です。